令和2年度 第7回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時:令和2年10月12日(月)午後3時30分

2. 場 所:阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員:農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名 1番藤平清子 1番 渡 邉 君 君 诵 男 2番 小 泉治久 君 2番 吉 田一 君 君 3番 山 﨑 眀 君 3番 栁 生 利 幸 野 敬 司 君 4番 小見川 君 4番 浅 清 吉 田和嗣 君 5番 小松崎秀昭 君 5番 田辰男 君 6番 福岡みつ子 君 6番 島 7番 諏訪原早苗 君 8番 横 張清彦 君 8番野口裕司 君 9番 青 山 和 泉 君 9番 栗 山 慜 君

君

4. 欠席委員:農業委員 7番 長谷川義洋 君

10番 山 崎 久 司

5. 議事日程:第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

10番 大塚 康 夫

君

議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に ついて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第4号 現況確認証明の発行について (農地証明)

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君 農業委員会事務局 久保田義和 君

7. 会議の概要

午後3時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長: 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろ しいか諮ったところ全員異議なしにより、2番小泉治久委員・3番栁生利幸委員の両 名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長: 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と 致します。

事務局説明お願いします。

事 務 局: 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日9月23日、申請地阿見町大字○○、地目は畑、2筆、面積合計が14aです。同一字地内ですが、離れた場所にあり、隣接していません。1筆は、○○から南南東へ約300mに位置し、作付け予定作物は、馬鈴薯(ジャガイモ)です。もう1筆は、阿見ゴルフ倶楽部のクラブハウスから南へ約250mに位置し、作付け予定作物は蕎麦です。契約内容は、所有権移転の贈与、保有機械は、トラクター2台、田植機1台、軽トラック1台、草刈機1台です。

整理番号2番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10 a です。譲受人は先月に引続きの申請です。〇〇から南南東へ約250mに位置し、譲受人の自宅より約18km、作付け予定作物はネギです。契約内容は、所有権移転の売買、対価は10 a あたり〇〇万円、保有機械は、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機3台、田植機1台、トラック1台です。

整理番号3番、申請日9月25日、申請地阿見町大字○○、地目は畑、1筆、阿見町大字○○、地目は畑、2筆、面積合計が138 a です。○○地番は、○○の北側に位置し、○○地番は、○○から南東へ約350mに位置し、いずれも作付け予定作物は甘藷(サツマイモ)です。契約内容は、賃借権(10年)賃料は年間○○円、保有機械は、トラクター1台です。

整理番号4番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9aです。〇〇交差点から東へ約500mに位置し、作付け予定作物は甘藷(サツマイモ)です。契約内容は、所有権移転の売買、対価は10aあたり30万円、保有機械は、トラクター3台、管理機1台、軽トラック1台です。

以上4件につきまして、申請書類及び添付資料等を確認し、特に問題となるところは見受けられず、農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。

議長: 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番3番の一部を 5番吉田和嗣委員、整理番号2番を2番小泉治久委員、整理番号3番の一部を3番栁 生利幸委員、整理番号4番を6番島田辰男委員お願いいたします。

5番: 整理番号1番と3番の○○地内について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地はいずれも耕作中の農地で適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番: 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は管理休耕中の農地で、適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番: 整理番号3番の○○地内について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は利用可能な遊休農地で、適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。借受人は新規就農となりますが、申請地近くの自宅に保管されたトラクターを確認しております。本申請地を借受後も、適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番: 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりでありま す。申請地は利用可能な遊休農地で、適正に管理されており、境界についても問題な いと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長:これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番: 整理番号3番の賃料、年間○○円は全体の金額でしょうか。

事 務 局: はい。全体の金額です。10aあたりですと約○○円となります。

議 長: 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長: 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定 についてを議題と致します。

事務局説明お願いします。

事務局: 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日9月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が11aです。〇〇から南南東へ約300mに位置しており、周囲は荒廃農地や宅地などにより分断され、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、他の農地区分にあてはまらないため、第2種農地としました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は太陽光パネルを〇〇枚設置、造成計画は、切土盛土は行わず現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水は敷地内浸透とします。自己資金により自社施工するものです。他法令については、文化財保護法で周知の包蔵地内でありますが、必要な届出を行い、阿見町教育委員会の工事立会で調整済です。

整理番号2番、申請日9月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が15aです。〇〇交差点から北西へ約250mに位置しており、周囲は山林や宅地などにより分断され、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、他の農地区分にあてはまらないため、第2種農地としました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は太陽光パネルを〇〇枚設置、造成計画は、切土盛土は行わず現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水は敷地内浸透とします。自己資金により自社施工するものです。他法令については、文化財保護法で周知の包蔵地外であり、阿見町教育委員会と調整済です。

整理番号3番、申請日9月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6aです。〇〇から北北東へ約150mに位置しており、周囲は山林などにより分断され、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、他の農地区分にあてはまらないため、第2種農地としました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は東側に隣接する山林と一体的に利用し、太陽光パネルを〇〇枚設置、造成計画は、樹木の伐採を行い切土盛土は行わず現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水は敷地内浸透とします。自己資金により自社施工するものです。他法令については、森林法の届出済であり、文化財保護法で周知の包蔵地内であり、近日、樹木の伐採に併せて試掘調査を

行うとの事で阿見町教育委員会と調整中です。

以上3件は、転用事業者の事業規模の拡張による転用申請であります。一般基準の信用について、事業実績等から総合的に判断することになりますが、転用事業者に許可済地があり、その過半が完了していない場合については、信用が無いものとなります。今回は、工事進捗状況報告により、工事未着手の案件もございますが、合理的な理由が確認できましたので、信用ありと判断しています。

整理番号4番、申請日9月24日、申請地阿見町大字○○、地目は畑、1筆、面積が5 a です。○○から北西へ約150mに位置しており、周囲は山林や宅地などにより分断され、農地の広がり10 h a未満の小集団の農地であり、他の農地区分にあてはまらないため、第2種農地としました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

借受人は、これまで太陽光発電設備の設置を重点的に行っておりましたが、新たに発電事業に参入するため、自社で設備を保有し運用する必要があるため、本申請に至っております。事業計画は太陽光パネル〇〇枚設置、造成計画は、切土盛土は行わず現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、雨水は敷地内浸透とします。自己資金により自社施工するものです。転用事業者が仲介する許可済地において、工事未着手の案件がございますが、こちらも工事進捗報告により、合理的な理由を確認しています。

整理番号5番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4 a です。〇〇から北東へ約550mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない、10 h a以上農地が広がっていることから、第1種農地と判断しました。今回、農地法施工規則第33条第1項第4号に基づく集落接続に該当することから不許可の例外に該当し、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。譲受人は現在家族4人(妻と子2人)で借家に居住していますが、子供の成長に伴い、また子供の学校のこと等も考慮し、現住地からあまり離れていない場所に住宅を建てるため申請に至りました。計画内容は、木造平屋建て建築面積1.4 a、駐車スペースを3台分設置。造成計画は、盛土(最高30cm)を行い土留め工事を行います。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。

整理番号6番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が16aです。〇〇から南へ約70mに位置しており、農用地区域の除外見込みの土地で、現在手続きを進めております。周囲は農業公共投資の行われていない、10ha以上農地が広がっていることから、第1種農地と判断しました。こちらも、農地法施工規則第33条第1項第4号に基づく集落接続に該当することから、不許可の例外に該当し、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。借受人は、現在同一大字地内に事務所がありますが、既存駐車場(牛久市〇〇、阿見町〇〇)を集約するために申請に至ったものです。申請農地に隣接する雑種地と、雑種地に接する宅地を一体的に駐車場として利用する計画です。また併せて事務所も駐車場隣地へ移転するとの事です。計画内容につきましては、大型車両30台、普通車両40台の駐車スペースに転回スペースを含む通路の確保、砕石敷き舗装、周囲は既存を含むフェンスと一部生垣を設置し、雨水排水は自然流下の計画です。資力(資金)については、借入によるものですが、工事請負業者に対し分割払いするものであり、当該業者の残高証明書等により確認しています。

整理番号7番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が7aです。〇〇から東北東へ約300mに位置しており、周囲は山林や宅地などにより分断され、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、他の農地区分にあてはまらないため、第2種農地としました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該

事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。借受人は、既存の資材置場兼駐車場の地主から返還を求められ、新たな資材置場兼駐車場の確保が早急に必要な状況となっています。計画内容につきましては、資材置場(足場関連資材、外構・外壁・屋根資材、ブロック・木材等資材)と駐車場(トラック3台、ライトバン1台)で、敷地内砂利砕石舗装、周囲はフェンスを設置し、雨水排水は自然流下の計画で、自己資金により自社施工するものです。

- 議 長: 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番栁生利幸 委員、整理番号2番を5番吉田和嗣委員、整理番号3番を1番藤平清子委員、整理番号 4番を8番横張清彦委員、整理番号5番を2番小泉治久委員、整理番号6番を5番吉田 和嗣委員、整理番号8番を3番栁生利幸委員お願いいたします。
 - 3番: 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、 隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響も ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議の ほど、よろしくお願いいたします。
 - 5番: 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでしたが、隣地に民家があり太陽光パネルの反射光による影響が懸念されるため、指導を行い、改善を図るとの事でした。改善が見込まれるものと思いますが、進達の際には、条件付きでの許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 - 1番: 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、 隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響も ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議の ほど、よろしくお願いいたします。
 - 8番: 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、管理休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 - 2番: 整理番号5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、耕作中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 - 5番: 整理番号6番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 - 3番: 整理番号7番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、一方向が民家に隣接し、他の三方向は道路ですので、周辺農地の営農への影響はありませんが、民家側に設置するフェンスや車両の駐車方向等については、トラブルにならないよう、隣地地権者との調整を図るよう指導しました。こちらについて改善が見込まれるものと思いますが、進達の際には、条件付き

での許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長: これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に替成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議 長: 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたし ます。

事務局説明お願いします。

事務局: 議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

整理番号1番、申請日9月23日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は24aの内4a、〇〇から北北東へ約700mに位置しております。現況写真(非農地)国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中でなく、一筆の土地の一部でありますが、地積測量図により明確に特定されております。

整理番号2番、申請日9月23日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は田、4筆、面積合計は8a、〇〇から東へ約550mに位置しております。現況写真(非農地)国土地理院平成11年5月30日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。航空写真からも、農地の様相は確認できず、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であります。

議 長: 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清 彦委員、整理番号2番を3番栁生利幸委員お願いいたします。

8番: 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明に加えて、耕運機等の機械を入れることによって、耕作可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

3番: 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明に加えて、農地に復元することは物理的に困難であり、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元したとしても、継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長: これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長: 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議 題と致します。整理番号4番が農地利用最適化推進委員1番渡邉通委員に、整理番号

6番7番8番が農業委員9番青山和泉委員関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明お願いします。

事務局: 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が63a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目畑で、1筆、山林で2筆、面積合計が97a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が45 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、4筆、面積合計が22a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、5年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が38a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が37a、権利は 使用貸借でございます。利用権の内容は水稲で、10年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が34a、権利は 使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、10年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が26 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、10年の新規設定です。

整理番号6番7番8番が委員の斡旋による新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議 長: 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番: 整理番号2番の2筆が、地目が山林とありますが、なぜでしょう。

事務局: 登記地目は山林ですが、現況は畑であります。登記変更がされていない筆になりま

す。

議 長: 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員1番渡邉通委員、農業委員9番青山和泉委員 入室)

<報告事項>

議 長: これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事 務 局: 報告事項

- 1、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 3、制限除外の農地の移動に対する決定について
- 4、現況確認証明の発行について(農地証明)

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年10月12日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局: 報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局 長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局: 続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、 案件は1件です。

> 内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務 局長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局: 続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動に対する決定について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長: 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局: 続きまして、報告第4号現況確認証明の発行について(農地証明)に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事 務局長専決により、農地証明を発行しました。

議 長: 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局: その他(事務連絡)

- ①今後の予定
 - ○10月13日(火)~14日(水) 麦種子の配布
 - ○10月14日(水)~29日(木) サンクラブ農業体験
 - ○10月16日(金)県農:農業委員会会長・事務局長会議 [水戸市]
 - ○11月11日(水) さといも収穫(定例総会終了後)
- ②現地調査及び総会の予定
 - ○11月現地調査 11月10日(火)当番農委 5番吉田和嗣委員 当番農委 6番島田辰男委員
 - ○11月定例総会 11月11日(水)午前10時00分から

議 長: 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございません か。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

議	長	
議事録署	名委員	
議事録署	名委員	卸